誓約事項	ハ　サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、敷金並びに家賃等及び法第６条第１項第12号の前払金（以下「家賃等の前払金」という。）を除くほか、権利金その他の金銭を受領しない契約であること。 ニ　家賃等の前払金を受領する場合にあっては、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び当該家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示された契約であること。 ホ　入居者の入居後、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第２号）第12条第１項で定める一定の期間が経過する日までの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合において、サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、同条第２項で定める方法により算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。 ヘ　サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、入居者の病院への入院又は入居者の心身の状況の変化により居住部分を変更し、又はその契約を解約することができないものであること。ただし、当該理由が生じた後に、入居者及び登録事業者が居住部分の変更又は入居契約の解約について合意した場合は、この限りではない。 二　サービス付き高齢者向け住宅の整備をしてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に敷金又は家賃等の前払金を受領しないものであること。
特定施設入居者生活介護事業所	□指定を受けている □指定を受けていない
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	□指定を受けている □指定を受けていない
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	□指定を受けている □指定を受けていない

（略）

７．～10.　（略）

別添　１　（略）

別添　２

（略）

（新設）	
特定施設入居者生活介護事業所	□指定を受けている　介護保険事業所番号（　　） □指定を受けていない
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	□指定を受けている　介護保険事業所番号（　　） □指定を受けていない
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	□指定を受けている　介護保険事業所番号（　　） □指定を受けていない

（略）

７．～10.　（略）

別添　１　（略）

別添　２

（略）